

固定資産税に関するお知らせ

家屋の新築、増築、取壊し、未登記家屋の所有権移転について

【新・増築の

家屋調査にご協力を

町では固定資産税の適正課税のため、新築または増築された住宅・物置・倉庫などの家屋を対象に「家屋調査」をお願いしています。家屋を新・増築された時は、下記までご連絡をお願いします。

※物置や車庫など簡易な家屋も課税対象です。

簡素な物置や車庫でも、外気分断性、用途性、土地への定着性を備えていると家屋として課税されます。土地への定着性の判断については、東石による簡易な設置でも、家屋本体と東石とが羽子板ボルトなどの金具で固定されている場合は課税対象となります。

木造だけでなく、簡易に設置できるプレハブ式の物置も課税対象となります。

【法務局に登記をしていない家屋の届け出について】

・家屋を取壊した場合

未登記の家屋を取壊した場合には、下記まで届け出をお願いします。

届け出がされない場合、引き続き課税される場合がありますので、ご注意ください。

また、登記されている建物を取壊したときは、法務局で「滅失登記」の手続きを行ってください。

・所有権移転した場合

相続や売買・贈与などによって、未登記家屋の所有権を移転した場合には、下記まで届け出をお願いします。

届け出がされない場合、引き続き元の所有者へ課税される場合がありますので、ご注意ください。

【住宅用地の特例について】

住宅が建っている土地には、土地の固定資産税が1/6または1/3に軽減される



「住宅用地の特例」が適用されます。この特例を受けるためには、「住宅用地の申告書」を提出いただく必要があります。なお、すでに特例が適用されている土地については、建て替えなどをしない限り必要ありません。

※「住宅用地の特例」は、住宅の種類・規模や土地の規模により適用の範囲が異なります。

【届け出・問い合わせ先】

・財務課 資産税係

☎0137-62-2114

・熊石総合支所地域振興課

☎01398-2-3111

5月31日(金)は、自動車税の納期限です



- 納期限までに忘れずに納税しましょう。
- クレジットカードで納税ができます。
- インターネット上の「Yahoo! 公金支払い」サイトから納税手続きができます。
- 納税相談は、下記までお問い合わせください。

【渡島総合振興局納税課】

函館市美原4丁目6番16号 ☎0138-47-9403



VILLAGE HOUSE ビレッジハウス

お問い合わせ

ビレッジハウス住まい相談センター

☎0120-83-0201 ☎03-6369-3978

屋根・外壁...各種塗装リフォーム

塗装工事のことでお悩みの方

お見積もりは無料で承っております。

北海道知事許可 渡第02499号

有限会社 土田 塗装

〒049-3115 二海郡八雲町出雲町60-129
TEL.FAX 0137-64-2166

ふるさと納税の状況

3月末現在累計(平成30年4月~平成31年3月)

寄附件数 316,735件
寄附金額 3,680,542,000円